

2017年3月21日

声 明

廣川書店労働組合
出版情報関連ユニオン
日本出版労働組合連合会
廣川書店争議弁護団

本日、東京地方裁判所民事第11部（湯川克彦裁判官）は、株式会社廣川書店が営業部に所属する組合員2名を他社の倉庫の一角に設けた「分室」に配転したことについて、これを無効とし、さらに慰謝料の支払いを命ずる判決を言い渡した。

本件は、被告会社と原告らが所属する廣川書店労働組合（略称：廣川労組）との間の多くの労使紛争の一環をなすものである。被告会社は長年、何ら経営状態の説明もなく賃上げをおこなわず、また一時金要求に対しては経営資料を開示せずに「一律30万円、会社査定による±20万円」という回答を繰り返してきた。このため廣川労組はこれを不誠実団交であるとして数次にわたり不当労働行為救済申し立てをおこなってきた。また被告会社は、定年を迎えた非組合員は名目上取締役に登用し、従前どおりの労働条件で勤務させておきながら、組合員については、関連会社での再雇用で、勤務場所は埼玉県、時給も埼玉県の最低賃金で計算し年額で150万円程度にしかならない条件を押し付け、これに異議を唱えると再雇用をしないというやり方を続けてきた。このため、廣川労組はこれを組合員であることを理由とする不利益取扱いであるとして3次にわたり不当労働行為救済申し立てをおこなってきた。

これらの被告会社の行為は、組合を敵視し、組合員を社内からいなくさせようとする明白な不当労働行為であり、一時金や賃上げ要求にかかる団体交渉における不誠実団交も、定年後の再雇用における組合員差別の不利益取扱いも都労委および中労委で救済命令が出ている（都労委平成24年（不）第44号、同平成25年（不）第117号、中労委平成26年（不再）第20号）。

本件で争われた配転命令は、定年を機に廣川労組の自然消滅をはかろうとした作戦が功を奏さなかったために、現役のうちからできるだけ本社社屋から組合員を減らそうとおこなったものと言える。

この被告会社の組合攻撃に対し、裁判所は、原告らの業務内容は基本的に従前と同様であって本社から分室に移動する意味があるのか疑問で、分室への往復2時間程度業務処理ができず不合理であることや、被告会社が根拠として主張した出版VANシステムの導入によっても受注はこれ以外にもあり本社での営業部員の業務がなくなることはなく、かえって営業部員が本社の外にいることは不合理であること、原告らとの連絡に他社の従業員を利用することは非常識であること、倉庫の一角というおよそ事務作業をするのに適さないと思われる作業場におくのは不合理であること等々を指摘し、本件配転命令には業務上の必要性が認められないと述べて本件配転命令を無効とし、被告会社の行為を批判した。また裁判所は、本件配転命令が他の組合員の継続雇用に関する非組合員との差別的取扱や団交拒否について複数の不当労働行為救済命令が出されている中で発せられた経緯に鑑み、本社社屋から組合員を排除するという不当な目的をもっておこなったものと推認されるとして、かかる配転命令を不法行為と断罪した。本判決は、2016年4月の提訴から1年弱で結論に至ったものであり、配転命令を無効とするだけでなく不法行為と認定したことは使用者によるあまりに乱暴な配転命令に対して司法の見識を示したものと言える。

原告および廣川労組と、これを支援してきた出版情報関連ユニオンと出版労連並びに弁

護団は、被告会社に対して、本判決を厳粛に受け止め、速やかに原告を本社に戻すことを求める。また、本件を含む被告会社との争議を全体的に解決できるよういっそう奮闘する決意であることを表明する。

以上